

「はい、こちら企業の労働110番です」。

小牧市に本社がある自動車部品製造業の専務さんからの電話でした。

「平成28年6月1日から化学物質を取扱う全事

談でした。専務は「自分は化学が専門ではないから、よくわからない」とやや尻込みをしていました。そこで、化学物質のリスクアセスメントについて、わかりやすく説明しました。



名北協会企画の労働110番です

(一社)名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部 本部長
R S Tトレーナー

石田 和彦

できますか？リスクアセスメント

昨年、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、リスクアセスメントが義務付けられました。

塗料、洗浄液、メック、工作機械の切削油など、使い慣れた化学品でも使用前にリスク評価をしなければなりません。企業規模を問わないと

「化学物質のリスクアセスメント」とは、化学物質を取り扱う際に生ずる恐れのある負傷・疾病の重篤度の発生の可能性を調査し、労働災害が発生するリスクの大きさを評価するものです。具体的には、① SDS等を通じて、危険性・有害性を認する、②使用量や取扱い

業場にリスクアセスメントの実施が義務化されること。当社も化学物質を取り扱っていますが、どのように実施したらいいでしょうか？」とのご相

は化学が専門ではないから、よくわからない」とやや尻込みをしていました。そこで、化学物質のリスクアセスメントについて、わかりやすく説明しました。

理により、爆発、中毒、薬傷等の労働災害が依然として発生しており、化学物質を取扱う事業者及び労働者に危険、有害性の情報を確実に伝え、その情報を利用して適切な化学物質管理を行うことが必要です。

リスクが高いと評価されたものから優先的に、リスク低減措置を講じることが求められます。

万一、労働者に健康被害が出れば経営者は責任を問われ、社会から信頼を失います。そもそも法改正のきっかけが、平成24年に印刷工場の作業者に胆管がんの発症が相次いだ労働災害でした。当時、大きな社会問題となりました。



なお、愛知県下各労働基準協会では、5月26日愛知県産業労働センター（ワインクあいち）において、基礎からわかりやすく学ぶ「化学物質リスクアセスメント実施総合セミナー」を開催いたします。詳しくは、当協会総合受付（☎ 052-961-1666）までお問合せください。

「化学物質のリスクアセスメント」とは、化学物質を取り扱う際に生ずる恐れのある負傷・疾病の重篤度の発生の可能性を調査し、労働災害が発生するリスクの大きさを評価するものです。具体的には、① SDS等を通じて、危険性・有害性を認する、②使用量や取扱い

は事故にならない「ヒヤリ・ハット」がありますが、職業性疾病はありません。有害物質に一定以上暴露すれば、必ず職業性疾病を引き起こすことを肝に銘じてください。

イラスト・森沢康代